

無くそう! 農地の無断転用!!

～大切な農地を守りましょう～

農地を農地以外の目的で利用する場合、農地法の許可手続きが必要です。

▼農地の転用とは?

農地を農地で無くすこと。例えば農地を住宅、工場、資材置場、駐車場、道路、山林(植林・クヌギ・杉・ヒノキ等)などの用地に転換することです。

▼許可手続きはなぜ必要?

農地は食料の大切な生産基盤であるとともに自然災害防止等多面的な機能を併せ持ち、国土の狭い我が国にとって大切に守っていく必要があるものです。このため農地の転用には農地法による規制がかけられています。

▼対象となる農地は?

全ての農地(田、畑、樹園地、採草放牧地)が転用許可の対象となります。登記簿地目が農地であれば耕作されていなくても農地性(農地として活用できる状態)があれば農地として扱われます。また、地目が農地でなくても、作物等を肥培管理されている土地も農地とみなされます。

▼一時的な転用は?

農地を一時的に資材置場、砂利採取、工所用仮設道水路、農地造成(農地の嵩上げ)等を行う場合も転用となり許可が必要です。

▼農業用施設用地として利用する場合には?

自己の農地の保全、または利用上必要な施設(耕作道路、用排水路、防風林等)に転用する場合にはその面積に関係なく許可手続きを要しません。また、自己所有の農地を温室、畜舎、農機具倉庫等農業経営上必要な施設に転用する農地面積が200㎡未満であれば届出、200㎡以上であれば許可が必要です。

▼許可手続きの前に

転用する農地が農業振興地域内の農用地区域内にある場合、除外手続きをした上で転用の許可手続きを行う必要があります。
※除外申請については農林課にご相談ください。

▼無断で農地を転用すると...

工事の中止や原状回復などの命令がなされたり、3年以下の懲役や300万円以下の罰金が科せられる場合があります。
※農地転用の詳しいご相談は、農業委員会事務局までお問い合わせください。

杵築市人権フェスティバルを開催します

12月4日から10日は「人権週間」です

人権とは、誰もが人間らしく生きることのできる権利であり、生まれながら持っている権利です。

人権が尊重される社会を維持するには、ひとりひとりが自分自身の人権だけでなく、みんなの人権を尊重し大切にすることを意識を持ち続けることが必要です。

人権についての知識や感覚を身につけ、日頃から人権について考え、そして実際に行動していきましょう。

◆杵築市人権フェスティバル開催日程◆

【日時】12月7日(土)13時～16時10分

【場所】杵築市健康福祉センター

【内容】人権作文・標語表彰式／人権学習紹介
市民人権・同和教育講演会

講師・熊本県合志市立南合志小学校教諭
森山資典さん

演題・「なかまをつくる部落に生まれて」

【主催】杵築市、杵築市教育委員会、
杵築市人権・同和教育推進協議会

人権なんでも相談所を特設します

人権相談所を開設します。相談は無料で、秘密は厳守されます。お気軽にご利用ください。

【相談内容】女性・子ども・高齢者の人権、同和問題、家庭内(婚姻・離婚・夫婦・親子・相続・扶養等)、隣近所とのもめごと等幅広い相談に応じます。

【開催場所と日程】(※いずれも10時～15時)

杵築市役所大田庁舎・12月4日(水)

山香中央公民館・12月6日(金)

きつき生涯学習館・12月11日(水)

【担当者】人権擁護委員・法務局職員

【相談料】無料

【問い合わせ先】

大分法務局杵築支局(☎0978-62-2271)

くらしの中の人権講座

【日時】12月12日(木)9時30分～11時30分

【場所】杵築市隣保館

【内容】講師・徳田靖之さん(弁護士)

演題・「ハンセン病問題から学ぶもの」

予防接種の助成に関する委任状が不要になりました

現在実施している、小児の水ぼうそう・おたふくかぜ・インフルエンザの接種費用の助成を受ける際に、今まで使用していた助成に関する委任状の提出が不要になりました。医療機関に予約して直接受診してください。

※予診票は実施医療機関のものを使用してください。

※保護者が同伴しない場合は別途**予防接種委任状**が必要となる場合があります。必要な場合は各庁舎の子育て・健康推進課窓口にお越しいただくか、杵築市ウェブサイトからダウンロードしてください。

【対象予防接種一覧】

	水痘(水ぼうそう)	おたふくかぜ	小児インフルエンザ
対象年齢	1歳以上4歳未満	1歳以上4歳未満	1歳以上中学修了(満15歳に達した日以後最初の3月31日まで)に達するまで
助成金額	3,000円	2,000円	1,000円
助成期間			平成26年2月28日まで
助成回数	対象年齢のうち1回のみ	対象年齢のうち1回のみ	助成期間のうち1回のみ

助成医療機関は杵築市・日出町の医療機関のみです。杵築市・日出町以外の医療機関で接種した場合は、助成対象になりませんのでご注意ください。

競争入札参加資格審査 申請のご案内 【物品購入・委託業務等】

平成26年度に杵築市が発注する物品購入・委託業務等(建設工事・測量・設計コンサルタント業務等を除く)の入札参加を希望する事業者は申請書を提出してください。(平成24年度中に平成25・26年度登録申請を行っている申請者については、今回の申請は不要です。)

申請書及び添付書類の詳しい情報については、杵築市ウェブサイトをご覧ください。
お問い合わせください。

受付期間・平成26年1月4日(土)～31日(金)

※閉庁日を除く

提出場所・契約検査課(杵築庁舎2階)

有効期間・平成26年4月1日～平成27年3月31日

土地・家屋に『異動』があったときは届け出を

土地または家屋を所有している人で、家屋の新築、改築、用途変更(住宅を店舗に変更した場合等)、取り壊しをした人、土地の利用状況の変更をした人は、届け出が必要です。早めに、市役所税務課へ報告をお願いします。

また、家屋の取り壊しの確認ができない場合は、その家屋に対する固定資産税が引き続き課税されることがあります。なお、法務局で登記を変更したときは、市役所への届け出は不要です。

●家屋の取り壊し

家屋を取り壊した場合、法務局への届け出が義務付けられていますが、何らかの事情により届け出ができないときや、登記していない家屋の取り壊しがあるときは、「家屋取壊届出書」を、市役所税務課固定資産係に提出してください。